



Title	日本独占禁止法の域外適用 : 近年の国際カルテル事件を題材にして
Author(s)	岡本, 直貴
Description	特集 : 国際金融危機と東アジア経済法の現状
Citation	新世代法政策学研究, 8, 229-238
Issue Date	2010-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44567
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP008_014.pdf



日本独占禁止法の域外適用 —近年の国際カルテル事件を題材にして—

岡 本 直 貴

1. 序

法の域外適用とは、領域外の事象を自国法の適用範囲に取り込み、国内においてその法を適用することをいう。本稿は、最近の国際カルテル事件を題材にして、公取委が日本の独占禁止法を域外適用する問題を考える。

外国事業者が日本国外で行ったカルテル行為が、日本の市場に重大な影響を及ぼす事例が増加するに伴い、公取委も積極的に法的措置をとる傾向にある。近年では、国内外の人造黒鉛電極の製造業者が行った価格カルテル事件（公取委平成11年3月18日警告）と、ビタミンの製造販売業者が行った生産数量カルテル事件（公取委平成13年4月5日警告）があり、いずれも、独占禁止法3条又は6条に違反するおそれがあるとして、日本事業者のみに対し警告が発せられている。

近年、国際カルテルに対し、独占禁止法6条を適用せず、「不当な取引制限」を禁止する3条を適用し、かつ課徴金納付命令が発せられた事件が登場した。本稿では、最近の国際カルテル事件を中心に、日本独占禁止法の域外適用に関する現状と、最近の事件により明らかとなった問題点を述べる。

本稿が取り上げる事件は、マリンホース事件（公取委平成20年2月20日排除措置命令、審決集54巻512頁）とブラウン管事件（公取委平成21年10月7日排除措置命令、公取委ウェブサイト）である。以下では、国際カルテル事件における「一定の取引分野」は国内にとどまらず行為が行われた

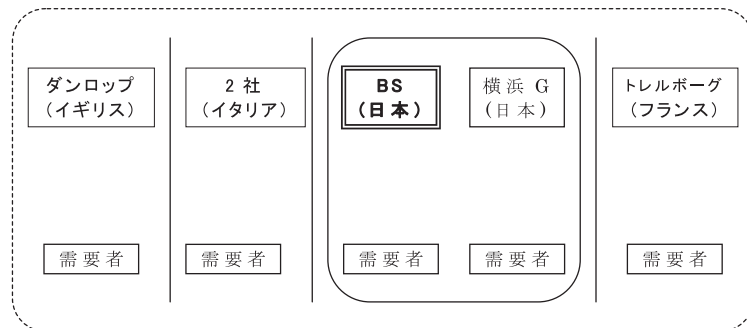
全体を含む国際的な市場をとるべきこと、域外適用の範囲は効果理論をとるべきこと、を述べる。

2. マリンホース事件

(1) 事実の概要

本件は、マリンホースの製造販売業者が、国際的な市場分割カルテルを行った事件である。マリンホースとは、タンカーと石油備蓄基地施設との間の送油に用いられるゴム製ホースである。公取委は本件において、国際カルテルに対して初めて独占禁止法3条を適用した。

本件の違反行為を行ったのは、日本、イギリス、フランス、イタリア、アメリカにそれぞれ本店を置く8社である。このうち本件命令時点で消滅又は事業譲渡した事業者が2社、課徴金減免申請を行っていた事業者が1社あるため、排除措置命令の名宛人は日本及び欧州の5社である。



<図1> ゴシック体の事業者は排除措置命令の名宛人、二重線囲いは課徴金納付命令の名宛人を示す。

日本に所在するマリンホースの需要者は、複数の供給者に対して見積価格の提示を求め、最も低い見積価格を提示した者を受注者とする方法により、マリンホースを発注していた。この方法により発注されるものを「特定マリンホース」と呼ぶ。8社は、1999年12月頃以降、特定マリンホースの受注価格の低落防止を図るため、以下の内容の合意をした。

- (1) 日本・イギリス・フランス・イタリアの4ヶ国を使用地とする場合

には、使用地となる国に本店を置く事業者を受注予定者とし、複数の事業者が該当する場合には、そのうちのいずれかの者を受注予定者とする。

- (2) 本店所在国以外を使用地とする場合には、あらかじめ定められた各社の受注割合や過去の受注実績等を勘案して、コーディネーターが選定する者を受注予定者とする。

- (3) 受注価格は受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者とその定めた価格で受注できるように協力する。

本件に対しては、公正取引委員会、アメリカ合衆国司法省及び欧州委員会により、ほぼ同時に調査が開始された。そして2008年5月2日、アメリカ政府によりコーディネーター及び5社の営業担当者が逮捕されたことから、本件合意に基づく行為は取り止められている。

(2) 命令の要旨

「8社は、共同して、特定マリンホースについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定マリンホースのうち我が国に所在するマリンホースの需要者が発注するものの取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。」

排除措置命令の名宛人は、違反行為を行った8社のうち日欧の5社である。公取委は、①違反行為を取り止めていることを確認し、将来も違反行為を行わない旨を取締役会等で決議すること、②前記決議を他の事業者及び需要者に通知すること、③今後、本件と同様の違反行為を行わないこと、を命じた。さらに前記5社のうち日本事業者1社(ブリヂストン)に対し、238万円の課徴金納付が命じられた。

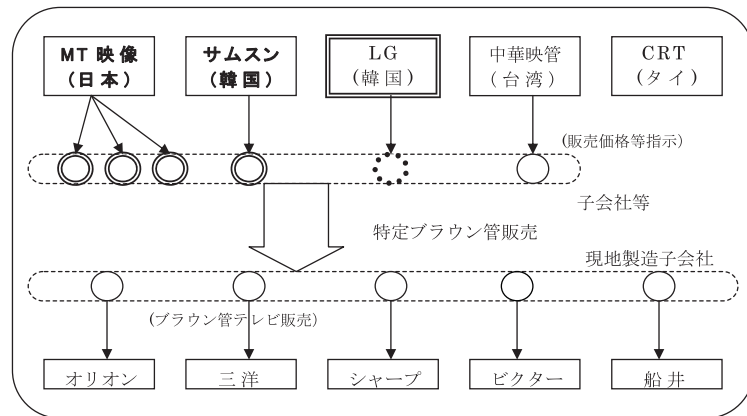
3. ブラウン管事件

(1) 事実の概要

テレビ用ブラウン管の販売価格に関する国際カルテル事件に対し、独占禁止法3条が適用された。本件では、外国事業者に対して初めて課徴金納

付が命じられている。

本件で違反行為を行ったのは、日本・韓国・台湾・タイ・インドネシア・マレーシアに所在する11社である。カルテルを主導した事業者5社のうち、台湾系事業者（中華映管）は課徴金減免申請を行った。このほか事業譲渡を行った事業者が1社（LG）、解散消滅した事業者が1社（CRT）あるため、排除措置命令の名宛人となったのは、日本及び韓国のブラウン管製造販売業者2社（MT映像、サムスン）である。インドネシアに所在するLGフィリップスの子会社（図の点線○）は、課徴金納付命令の対象であるが、日本で代理人を選定していないため、外交ルートにより意見申述・証拠付与の機会を付与するための手続を行っている。



<図2> ゴシック体の事業者は排除措置命令の名宛人、二重線囲いは課徴金納付命令の名宛人を示す。

テレビ用ブラウン管の供給者は、日本・韓国・台湾・タイに5社存在する。5社のうちタイCRTを除く4社は、東南アジア諸国に子会社（6社）を置いており、この子会社が、実質的なブラウン管の製造拠点になっている。本件におけるブラウン管の需要者は、日本に所在するブラウン管テレビ製造販売業者5社である。5社はそれぞれ、東南アジアに所在する現地製造子会社にブラウン管テレビを製造させることとし、現地製造子会社にテレビ用ブラウン管を購入させていた。日本のテレビ製造販売業者が現地製造子会社に購入させるテレビ用ブラウン管を「特定ブラウン管」という。

11社は、特定ブラウン管の現地製造子会社向け販売価格の安定を図る必要があるとの認識に基づき、営業担当者による会合（CPT ミーティング）を数回開催し、特定ブラウン管の販売価格等に関する情報交換を行った。そして11社は、前記会合における認識を踏まえ、遅くとも2003年5月22日頃までに、2ヶ月に1回程度CPT ミーティングを継続的に開催し、おおむね四半期ごとに、次の四半期における特定ブラウン管の現地製造子会社向け販売価格の、各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨合意した。この合意に基づき11社は、CPT ミーティングにおいて最低目標価格又は現行価格からの引上げ幅を設定し、これらを踏まえて日本のブラウン管テレビ製造業者との間で交渉を行った。

2007年3月30日、日本及び台湾のブラウン管製造販売業者が、競争法上の問題によりCPT ミーティングに出席しない旨各社に通告した。その後CPT ミーティングは開催されておらず、前記合意は事実上消滅した。

(2) 命令の要旨

「11社は、共同して、おおむね四半期ごとに次の四半期における特定ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格の各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定ブラウン管の販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。」

公取委は、日韓の2社に対し、①本件合意が消滅していることを確認し、将来も違反行為を行わない旨を取締役会等で決議すること、②前記決議を相互に及び特定ブラウン管の需要者に通知すること、③今後、本件と同様の違反行為を行わないこと、を命じた。さらに、マレーシア、タイ等アジア各国に所在する事業者5社に対し、課徴金納付が命じられた。

4. 一定の取引分野の画定

(1) 地理的市場に関する二つの考え方

国際カルテルに対する「一定の取引分野」の画定に関しては、二つの考え方があり得る。一つは、国際カルテルが行われた地域全体を「一定の取

引分野」とし、世界的な市場の画定を認める考え方（今村⑨155頁、山田⑦158頁）であり、もう一つは、その中から日本に需要者が所在する部分のみを切り取って「一定の取引分野」を画定する考え方（白石⑧322頁）である。マリンホース事件では、「我が国に所在するマリンホースの需要者が発注するものの取引分野」が画定され（〈図1〉の内側の実線枠）、一定の取引分野が国内市場に限定されている（大山＝平山①71頁）。これに対し、ブラウン管事件では、「特定ブラウン管の販売分野」が画定され（〈図2〉の外側の実線枠）、「我が国」という限定が付されていない。

（2）国外市場を含む「一定の取引分野」

本稿は、国際カルテルが行われた地域全体をとって「一定の取引分野」を画定した上で、排除措置命令は、日本の保護法益に沿って日本との関係で命ずるのが適切と考える。理由は以下の三つである。第一に、国内で行われたカルテルでは、競争が制限された取引を「一定の取引分野」と捉えるのが通常であるから、国際カルテルでも同様に、国境を越えて行われたカルテル行為の地理的範囲を画定するのが、事実上即した妥当な構成である（山田⑦158頁）。第二に、国内市場よりも広く「一定の取引分野」を画定しなければ、不当な取引制限の構成要件である「相互拘束」を満たさない場合がある。第三に、違法性判断は構成要件該当性の問題とは別と考えるべきである（今村⑨155頁）。

マリンホース事件は、日本・欧州で行われた世界的な市場分割カルテルであるため、日本のみならず欧州を含む市場（〈図1〉の外側の破線枠）を画定すべきであったと思われる。また、本件の合意は「日本の需要者に対しては日本事業者のみが供給する」のみならず、「日本事業者は外国の需要者に供給しない」という内容の双方を含んでいる。日本市場を越えた合意内容である後者を視野に入れなければ、独占禁止法2条6項の「相互拘束」の要件を満たすことができないと思われる。

ブラウン管事件は、合意とその実施（特定ブラウン管の販売）がともに外国で行われていたため、「我が国」という限定なく「一定の取引分野」を画定したのは適切であった。違法性判断は、日本の独占禁止法の保護法益を基準にして行われるが、特定ブラウン管の一次的な購入者が東南アジアの子会社であったという事実があるため、日本市場で競争制限が生じた

といえるか否かが問題になり得る。この点、①特定ブラウン管の購入者は、日本の製造業者の子会社であるか、子会社でないにせよ役員派遣を受けるなど強い関係を有している、②価格交渉が日本の製造業者との間で行われている、③子会社が製造したブラウン管テレビのほとんど全てが、日本の製造業者によって購入されている、という認定から、現地製造子会社と日本の製造業者との間の経済的な一体性を認めることができ、日本市場で競争制限があったと見ることができる。

5. 域外適用の範囲

（1）独占禁止法の地理的な適用限界

独占禁止法の地理的な適用限界は、国内法の観点から具体的に設定される。その根拠として、属地主義、属人主義が原則である。属地主義の拡張として、領域外で開始され領域内で完成された行為に対する法適用を許容する客観的属地主義がある。さらに、領域外の行為であってもその「効果」が領域内に及べば法適用を認めるという効果理論がある。その一方で、管轄権行使のための根拠は、国際慣習法として諸国家に承認される。独占禁止法の文脈では、属地主義を国際的に承認された原則であるとしたうえで、効果理論まで拡張することが可能か否かが、争われてきた。

この点につき、公取委は、1990年の独占禁止法涉外問題研究会報告書において、「外国企業が日本国内に物品を輸出するなどの活動を行っており、その活動が我が国独占禁止法違反を構成するに足る行為に該当すれば、独占禁止法に違反して、規制の対象となると考えられる」との意見を述べている（涉外問題研究会⑩67頁）。さらに2001年には、外務省の委託を受けた研究会報告書が、「我が国として『効果理論』について最も懸念していた点が『効果』と『行為』の間の不十分な連関であったことに鑑みれば、『国家は、ある事項が自国と密接、実質的、直接かつ重要な関連があるため、かかる事項を対象とすることが国際法及びその他の様々な側面……に合致する場合には立法管轄権を有する』という『密接関連性』を域外適用の可否を判断する際の基本の一つとすることが適当」としている（外務省委託研究⑪52-53頁）。前者の涉外問題研究会報告は、日本国内への輸出を重視しているようにも読めるため、効果理論にまで踏み込んだとは言い切

れない。しかし後者の委託研究報告は、効果理論を前提にした基準を提唱したものと考えられる。実務においても、BHP ビリトンとリオ・ティントの合併計画（2008年）について、公取委は、当該合併が日本の鉄鉱石およびコークス用原料炭市場における競争を実質的に制限し、独占禁止法10条に違反するとして、正式審査を行った（合併撤回により審査は途中で打ち切られた）。この合併は日本国外で行われかつ日本国外で完結する行為であるため、独占禁止法を適用するには効果理論によらざるを得ない（村上⑥86頁）。

本稿で紹介した二件の国際カルテル事件は、いずれも外国事業者を行為者に含む。いずれの事件においても、法適用の基準として効果理論を採用するか否かは明記されていない。本稿は、マリンホース事件は、客観的属地主義で説明が可能であると考えられる。しかしブラウン管事件は、客観的属地主義では説明が困難であり、効果理論でなければ説明できないと思われる。

（2）客観的属地主義から効果理論へ

両事件を検討する上で、欧州裁判所が示した「実施理論」が参考になる。欧州裁判所は、域外で行われた木材パルプの価格カルテルに対し、条約81条を適用した。欧州裁判所は、違反行為を、①共同行為の形成（formation）と、②その実施（implementation）という二つの要素に分け、このうち「実施の場所」が決定的な要因となるとする（A. Åhlström Osakeyhtiö v. Commission (*Wood Pulp*), Cases 89, 104, 114, 116, 117 & 125-129/85, [1988] E.C.R. 5193, para. 16.）。行為者は、域外で価格協定を締結したが、域内で販売することにより協定を「実施」した。客観的属地主義がその根拠となる（*Id.* at paras. 17-18.）。

マリンホース事件は、合意が実施された場所を重視していると考えられ、これは「実施理論」と共通する。同事件では、「行為者がタイやロンドンで会合を開催し、コーディネーターの報告を受けていた」旨の認定がある。しかしこれは合意の実施のための会合であって、合意が行われた日時・場所については認定がない。担当官解説は「違反行為者は、我が国に所在するマリンホースの需要者に対して見積価格を提示するなどして、受注予定者が受注できるようにしていたものと推察」している（大川＝平山①71頁）。

公取委が重視したのは、合意の場所ではなく、その合意を実施（見積価格の提示による受注）した場所であった（川島②283頁）。

ブラウン管事件では、合意（CPT ミーティング）がアジア各国で行われていた旨の認定がある。しかし、合意にかかる特定ブラウン管を現実に購入したのは、東南アジアに所在するブラウン管テレビの製造販売業者であった。さらにその東南アジア事業者が、日本の製造販売業者にブラウン管テレビを販売している。これは、実施理論では説明できない。実施理論は、域内で直接に販売されたことを前提とするため、外国事業者が介在して日本国内に販売されたような場合には、国内で「実施」があったとはいえない。このような場合には、「実施」をこえて「効果」が国内に及んでいると評価せざるを得ないと思われる。ブラウン管事件のように、対象商品の製造・販売がいずれも外国の子会社を介していたという状況において、なお国内での実施（販売）という属地的連結を要求すれば、実質的な影響が日本に及んでいるにもかかわらず有効な法執行を行い得ないことになり、妥当な解決が得られなくなるとと思われる。

6. 結語

国際事件が増加するに伴い、公取委も独占禁止法の域外適用を積極的に行っている。法の地理的な適用限界は、近時のブラウン管事件で「効果理論」によるべきことが明らかとなった。外国事業者に対する課徴金賦課も、現実のものとなった。

しかし、本稿で検討が及ばなかった課題がある。排除措置命令の実効性及び課徴金納付命令の対象という問題である。

第一に、排除措置命令の実効性について。ブラウン管事件では、排除措置命令の直前（10月5日）になって、韓国事業者（サムスン）及びそのマレーシア子会社から、日本国内における全ての代理人を解任した旨、公取委に通知された。排除措置命令は、名宛人に送達することによって効力を生じる（49条2項）。日本国内に代理人がいなくなった以上、命令の送達は、外交ルートを通じた領事送達（70条の17）か公示送達（70条の18）によるしかない。すでにかかる事態が生じ得ることは指摘されていたところであるが（川合⑥474頁）、ブラウン管事件によって遂に現実のものとなっ

た。送達の迅速・確実をいかにして担保するかが、今後の課題となるだろう（川合⑤476頁）。

第二に、課徴金納付命令の対象について。マリンホース事件では、課徴金算定の根拠となる売上額を国内需要者向け売上高に限定した（大山＝平山①72頁）。しかしブラウン管事件では、特定ブラウン管が外国の製造子会社に販売されていたため、日本国内に売上げがあったと言えるか否かが問題になる。現地製造子会社と日本の親会社が一体であったと見れば、実質的な売上げが日本にあったと説明することができ、マリンホース事件とも整合する。しかし仮に本件が審判・裁判に付されることになれば、そのような見方の是非が争われることになるだろう。

<引用文献>

- ① 大川進＝平山賢太郎「マリンホースの製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」公正取引693号（2008年）69頁
- ② 川島富士雄「国際市場分割を含む入札談合と『一定の取引分野』」平成20年度重要判例解説281頁
- ③ 須網隆夫「市場分割を目的とした国際カルテルに対する独占禁止法の適用」TKC速報判例解説経済法 No.6（2008年7月18日掲載）
- ④ 平林英勝「最近の国際的な企業結合・カルテル事件の検討ーグローバル化時代の独占禁止法の適用のありかたー」判例タイムズ1239号（2007年）77頁
- ⑤ 川合弘造「独占禁止法の海外企業・外国人への執行と課題」西村利郎先生追悼論文集『グローバリゼーションの中の日本法』（商事法務、2008年）461頁
- ⑥ 村上政博「国際取引への法適用」判例タイムズ1295号（2009年）74頁
- ⑦ 山田昭雄「国際カルテルに対する規制について」法学新報109巻11＝12号（2003年）145頁
- ⑧ 白石忠志『独禁法事例の勘所』（有斐閣、2008年）321頁
- ⑨ 今村成和『私的独占禁止法の研究（四）I』（有斐閣、1976年）
- ⑩ 独占禁止法涉外問題研究会報告書『ダンピング規制と競争政策／独占禁止法の域外適用』（大蔵省印刷局、1990年）
- ⑪ 外務省委託研究報告書『競争法の域外適用に関する調査研究』（財団法人日本国際フォーラム、2001年）